那須塩原市まちなか交流センター利用者会設置規約

(名称等)

第1条 本会は、那須塩原市まちなか交流センター利用者会(以下「利用者会」という。) と称し、その事務局を那須塩原市まちなか交流センター(以下「交流センター」とい う。)内に設置する。

(目的)

第2条 利用者会は、交流センターの健全な利用促進を図り、もって交流センターのより良い施設運用実現に資することを目的とする。

(事業)

- 第3条 利用者会は、その目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を実施する。
 - (1) 市と連携した交流センター利用調整事業
 - (2) 交流センターに係る広報事業
 - (3) 交流センター活性化のための自主事業
 - (4) 会員間の親睦を図るための自主事業
 - (5) 会員及び市が実施する事業への協力
 - (6) その他目的達成のために必要と考えられる事業

(会員)

- 第4条 利用者会に加入しようとする者は、那須塩原市まちなか交流センター利用者会加入申請書(様式第1号)を会長に提出するものとする。
- 2 会員は、利用者会が実施する事業に、積極的に協力するものとする。
- 3 利用者会を退会しようとする者は、書面にてその旨を記した届出書を会長に提出するものとする。

(幹事)

- 第5条 利用者会に幹事を置く。
- 2 幹事は会員の希望者を持って充てるものとし、15名程度とする。
- 3 幹事は、利用者会の事務の中枢を担う。
- 4 幹事の任期は原則2年(就任の日から翌年度の3月31日まで、但し次年度に就任した場合は就任の翌年の3月31日まで)とし、再任を妨げない。
- 5 幹事が退任を希望する場合は、書面にてその旨を記した届出書を会長に提出するものとする。

(幹事会)

- 第6条 利用者会の意思を決定するため、幹事会を開催する。
- 2 幹事会の出席者は、幹事とし、その過半数の出席をもって成立とする。
- 3 幹事会の招集は、会長が行うものとする。
- 4 幹事会の進行は、会長が行うものとする。
- 5 幹事会で決定する事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 利用者会の規約の制定及び改正に関すること。
 - (2) 利用者会の活動方針及び事業計画に関すること。
 - (3) 利用者会の予算及び決算に関すること。
 - (4) 役員及び会員の人事に関すること。

- (5) その他利用者会の運営について必要と考えられること。
- 6 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の 決するところによる。
- 7 会長は、幹事会の結果を会員に報告するものとする。

(役員)

- 第7条 利用者会に、次の各号に掲げる役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 会計 1名
 - (4) 監事 2名

(役員の選出)

- 第8条 会長、副会長、会計及び監事は、幹事の中から互選する。
- 2 役員の任期は原則2年(就任の日から翌年度の3月31日まで、但し次年度に就任 した場合は就任の翌年の3月31日まで)とし、再任を妨げない。

(役員の職務)

- 第9条 会長は、利用者会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、利用者会の会計を執行する。
- 4 監事は、利用者会の会計の執行について監査する。 (会費)
- 第10条 会員は、年会費1,500円を負担するものとする。また、利用者会が開催する事業に参加する場合は、必要に応じてその会費を負担するものとする。
- 2 納付期限までに会費を負担しなかった者は、利用者会会員の権利を失う。 (その他)
- 第11条 この規約に定めるもののほか、利用者会の運営等に関し必要な事項は、幹事会で別に定める。

附則

この規約は、平成31年3月20日から施行する。

附則

この規約は、令和元年10月18日から施行する。

附則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和3年7月29日から施行する。

附則

この規約は、令和4年12月8日から施行する。